

令和6年4月24日

障害児通所支援受給者 様

小郡市市民福祉部福祉課
(障がい者福祉係)

放課後等デイサービスにおける個別サポート加算（Ⅰ）
の見直しに伴う受給者証の送付について

日頃より本市福祉行政にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和6年4月より重度障害児への支援を充実させる観点から障害児通所支援に係る放課後等デイサービスの個別サポート加算（Ⅰ）の要件が見直されました。

つきましては、小郡市で確認できる情報を基に個別サポート加算（Ⅰ）の対象か判定し、内容が変更になる方に受給者証を送付いたします。

内容をご確認のうえ、利用されるサービス事業所へ必ず提示していただきますようお願いいたします。

なお、受給者証には個別サポート加算（Ⅰ）の変更に関する日付が記載されていませんが、令和6年4月1日に遡って適用としております。

ご不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせください。

※同封しておりますシールを福祉サービス受給者証の30ページ（上部に「(二)」と記載のあるページ）に貼ってご利用ください。

※小郡市で確認できる情報を基に、個別サポート加算（Ⅰ）の変更をしているため、決定通知書には直近で申請された日付が記載されています。

●令和6年4月からの受給者証の取扱い

個別サポート加算（Ⅰ）の対象者は次の2種類となります。

① 「著しく重度の障害児」：障害児概況調査票の食事・排せつ・入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とする方。

⇒「個別サポート加算（Ⅰ）（重度）」

② 「ケアニーズの高い障害児」：放課後等デイサービスの基本報酬の区分における指標で13点以上の方。⇒「個別サポート加算（Ⅰ）」

どちらにも該当しない場合は放課後等デイサービス基本決定のみが記載されます。

小郡市役所 市民福祉部福祉課 障がい者福祉係 牛嶋
〒838-0198 小郡市小郡 255 番地 1
TEL : 0942-72-2111 (内線 442)
FAX : 0942-73-2555